

平成15年12月7日

淀川水系流域委員会 様

淀川水系河川整備計画に関する意見書

流域委員会各位におかれましては、これまで住民の生命と資産を護る目的で実施されてきた河川行政に対し、単なる治水だけではない、河川のあり方について種々ご意見を頂き、参考にさせて頂いております。

さて先般発表されました、『新たな河川整備をめざして（淀川流域委員会 提言）』を出発点として、今回までの委員会委員からの意見書、並びに、それらを受け国土交通省において策定され版を重ねた『淀川水系河川整備計画基礎原案』に対し、意見を述べさせていただきます。

前回2,600名の署名を持って意見書を提出させて頂きましたが、我々の主張するところの《河川敷利用》に関する部分は、提言等に反対する意見も取り入れながら議論が進められてきたようですが、結果として当初に比し変化が見られない内容となっています。

河川敷がグランド等に利用されてきた背景には、経済活動の活発化に伴う人口集中が根底にあり、沿川自治体においても多様化する住民のニーズに即した運動空間の確保が困難になってきた事があります。

河川管理者におかれましても従来治水空間のみであった河川敷を解放し、住民が河川に顔を向けるべく沿川自治体・住民の要求に応えられて参りました。

沿川において人口が密集し資産が集積された大阪の河川は、もはや一般的な自然河川では既にあり得ず、都市施設としての役割をも担う空間であります。河川空間は単なる治水空間・自然空間にとどまらず、住民のゆとり空間であり、遊び場であり、限られたスポーツ空間であり、単一的な目的使用の空間ではなく、重層的に利用してこそ意義があると考えます。

我々河川敷グランドを利用する少年スポーツ団体は、この周密な都市内に残された貴重な空間を利用して、スポーツを通して学校教育では得られない子供たちの情操教育に寄与していると自負しております。

今後『河川保全利用委員会』が各河川毎に設置され、河川敷利用について意見が交わされ、その将来について判断がなされていくと伺っております。

しかしながら根本的な考え方が《本来堤内地にあるべき施設は将来的に排除していく》とあり、この社会全体の動きや地域の状況を視野に入れない狭い考え方には同意し兼ねるものであります。

河川は聖域とも受け止められるような考え方、自然河川こそがあるべき姿と言う考え方を基本にすべきではなく、河川も都市生活の一部を形成する施設であるとの認識の下、自然空間あり、スポーツ空間ありと言う河川敷の計画的ゾーニングに基づく整備の中で、グランド等の利用に理解をお示し願いたいと思います、再度意見を提出させていただきます。